

こども家庭庁における科学研究の指針等について

こども家庭庁における科学研究の指針等について、厚生労働省における科学研究の指針等を参考に、以下のとおり策定する。

1. こども家庭庁の科学研究開発評価に関する指針

こども家庭科学研究について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用し、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その適正な運営を図るため、**研究事業及び研究課題について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことを規定。**

2. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

こども家庭庁やこども家庭庁の予算措置により AMED から配分される研究資金により行われる研究について、**研究機関において競争的研究費等の運営・管理を適正に行うための取組**（責任体系の明確化（最高管理責任者を定めること等）、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（コンプライアンス教育等の実施等）、不正防止計画の策定やそれを踏まえた適正な予算執行、こども家庭庁による研究機関に対するモニタリング等及び体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方、不正への対応等）**を規定。**

3. こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

こども家庭庁やこども家庭庁の予算措置により AMED から配分される研究資金により行われる研究について、**研究活動における不正行為への対応等について実効ある取組を推進するための取組**（不正行為の定義、不正行為の事前防止のための取組（研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示等）、不正行為に対する関係者の責務（規定・体制の整備及びその状況の公表、告発の取扱い、事案の調査、認定、措置等）等）**を規定。**

4. こども家庭科学研究における利益相反（Conflict Of Interest：COI）の管理に関する指針

こども家庭科学研究において、**利益相反について、透明性が確保され、適正に管理されることを目的として、利益相反の定義、研究者及びその所属機関の長の責務**（COI の管理に関する規定の策定、COI 委員会の設置、こども家庭庁への報告等）**等について規定。**